

**「東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の
未実施及び不適切な試験記録等作成」
に関する改善措置報告書 概要**

**2026年2月18日
東北電力株式会社**

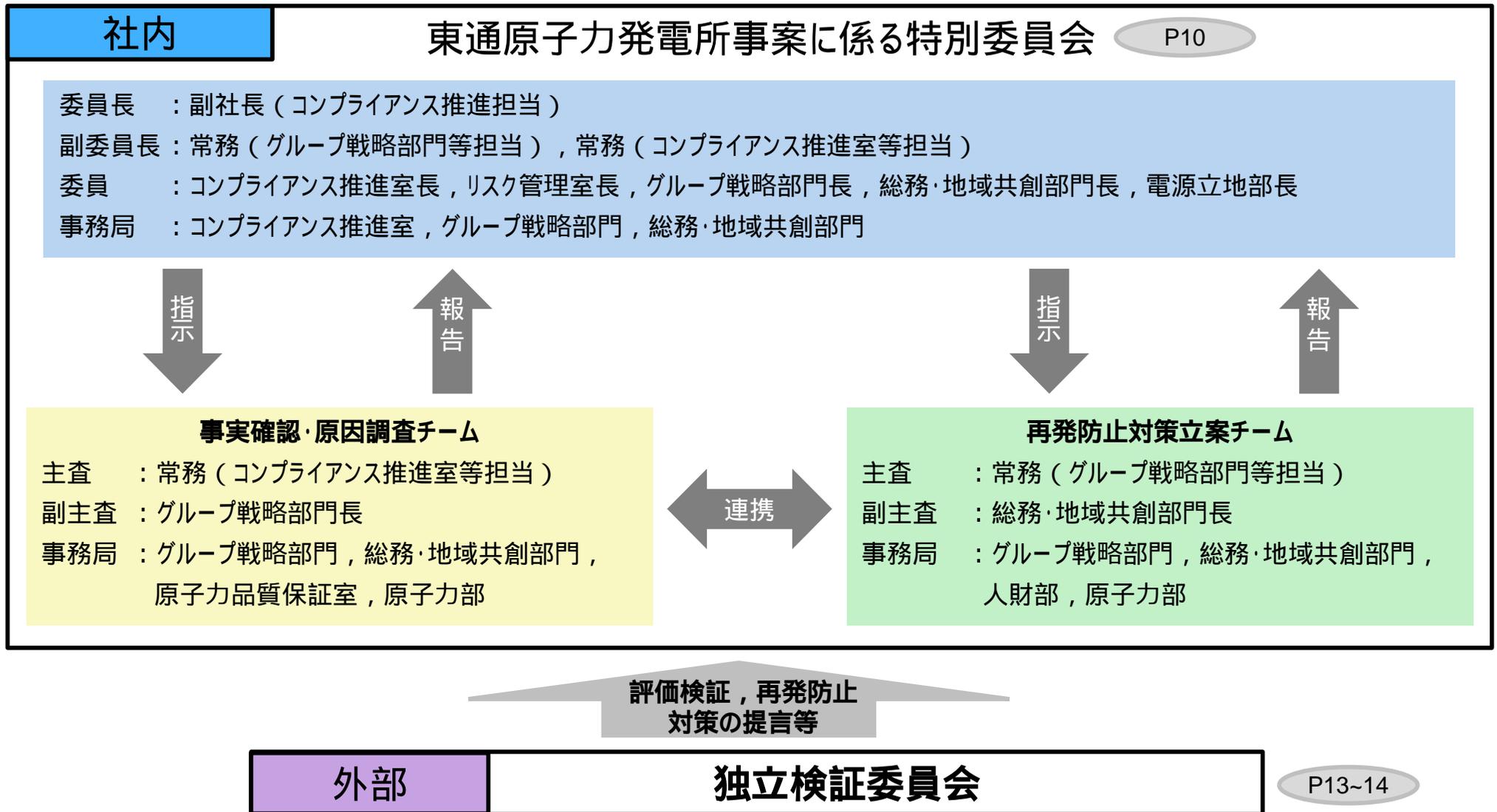
- 当社東通原子力発電所における性能試験および保守点検で、未実施および不正な記録作成を確認。
- 特別委員会による調査と独立検証委員会による第三者検証を経て、取りまとめた改善措置報告書を2026年2月18日に原子力規制庁へ報告した。

【経緯】

- ✓ 2025年6月12日、東通原子力発電所における原子力規制庁の現地対策官による核物質防護に係る日常検査のなかで、立入制限区域におけるセンサー等に係る2024年度の性能試験記録の多くについて、試験実施日が「2025年3月25日」と記載されていることへの問い合わせを受けた。
- ✓ 当該試験の担当者に確認したところ、試験の実施回数を省略して記録作成した旨の回答があった。警報発報履歴と照合したところ、発報回数が不足していたことから、性能試験に不正な記録作成があったことを6月13日に確認し、原子力規制庁へ報告。2018年度以降の性能試験について、不正な記録作成があることを6月25日に確認した。
- ✓ さらに、保守点検（警報表示機能確認）について、一部の保守点検を実施せずにすべて実施したこととして、不正に作成された記録があることを2025年6月26日に確認した。
- ✓ 2025年6月12日に東通原子力発電所に対策本部、同年6月30日に「東通原子力発電所事案に係る特別委員会」を設置。同年9月19日、社外の専門家で構成する独立検証委員会を設置した。
- ✓ 当該設備の性能・機能については、問題がなかったことを確認している。
- ✓ 性能試験および保守点検について、計10種類の未実施や不適切な記録等作成が確認された。
- ✓ 2025年11月20日、原子力規制委員会に本事案に係る原子力規制検査の結果が報告され、「重要度評価：緑」「深刻度評価：SL」との評価が決定し、当社に通知された。当社は同時に、根本原因分析の結果並びに当該結果を踏まえた改善措置活動の計画及びその実施状況について2026年2月末までに報告するよう求められた。
- ✓ 本事案に係る事実確認、原因分析および再発防止対策立案に関して、独立検証委員会による第三者検証を経た上で改善措置報告書として取りまとめ、2026年2月18日に原子力規制庁へ報告した。

章タイトル		主な項目内容
第 1 章	本報告書の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 事案発覚の経緯 ● 社内の調査体制，調査・原因分析等の進め方 ● 本事案に関する第三者評価（独立検証委員会の設置）
第 2 章	核物質防護業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 核物質防護規定の位置づけ ● 体制と権限・責任（防護組織と社内体制の関係）
第 3 章	核物質防護設備における性能試験等の未実施および不適切な記録等作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事案の概要（関係者・時期ごと） ● 直接原因と直接原因に対する措置
第 4 章	根本原因，内部統制・ガバナンス等の検証	<ul style="list-style-type: none"> ● 根本原因分析 ● 内部統制・ガバナンス等に係る検証 ● 経営層の本事案への関与 ● 東通原子力発電所と女川原子力発電所の業務状況比較
第 5 章	安全文化・核セキュリティ文化に係る評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全文化に係る評価 ● 核セキュリティ文化に係る評価
第 6 章	改善措置計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 根本原因，内部統制等，文化醸成に係る改善措置計画 ● 独立検証委員会の提言を受けた当社の対応 ● 改善措置のまとめ ● 改善措置計画のモニタリング
第 7 章	おわりに	<ul style="list-style-type: none"> ● おわりに

- （社内の調査体制）2025年6月30日，社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会の下に，本事案の調査分析等を行う「特別委員会」を設置し，事実関係の調査，インタビュー，当社安全文化・核セキュリティ文化の評価，各種原因分析を行い，それらの結果に対する再発防止対策の立案を実施した。
- （外部の検証体制）同年9月19日，当社が実施した調査等の妥当性評価と，再発防止対策の提言を目的に，社外有識者で構成する独立検証委員会を設置した。



- 2025年6月から事実関係の調査，インタビュー，当社安全文化・核セキュリティ文化の評価，各種原因分析を行い，それらの結果に対する改善措置計画の策定を実施した。

項目	内容 P10~12
調査期間	● 2025年6月12日～2026年2月18日
資料閲覧	● 核物質防護規定等の関連資料の閲覧
インタビュー	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員へのインタビュー <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計18名，のべ66回 ● 至近の社長・原子力部長・東通原子力発電所長および現社長へのインタビュー <ul style="list-style-type: none"> ・ 樋口会長 ・ 石山社長 ・ 金澤副社長 ・ 青木常務執行役員
原因分析	● 「原因分析要領」に基づいた「直接原因分析」および「根本原因分析」の実施（図1参照）
文化の評価	● 当社における核セキュリティ文化・安全文化の評価を，取り組みやアンケート結果などを用いて実施
その他	● 原因分析のプロセスとは別に，内部統制・ガバナンス等にかかる検証を実施
改善措置計画の策定	● 直接原因，根本原因それぞれに対する改善措置計画の立案を実施（図1参照）

安全文化・核セキュリティ文化の状況に関するインタビューおよびアンケートの結果分析や，内部統制・ガバナンス等に係る検証を含む



図1 原因分析・改善措置のプロセス P12

3. 核物質防護の業務体系

- 本事案における性能試験および保守点検の業務は、実用炉規則に従い原子力規制委員会から認可を受けた、東通核物質防護規定にその概要が規定されている。具体的な業務内容は、各個別手順書を設けている。(図2)
- 性能試験は、東通原子力発電所の核物質防護課が所管し、核物質防護管理者は試験の総括、課長は試験の指揮、課員は試験の実施、業務委託先は試験の一部補助を担当する体制となっている。(表1)

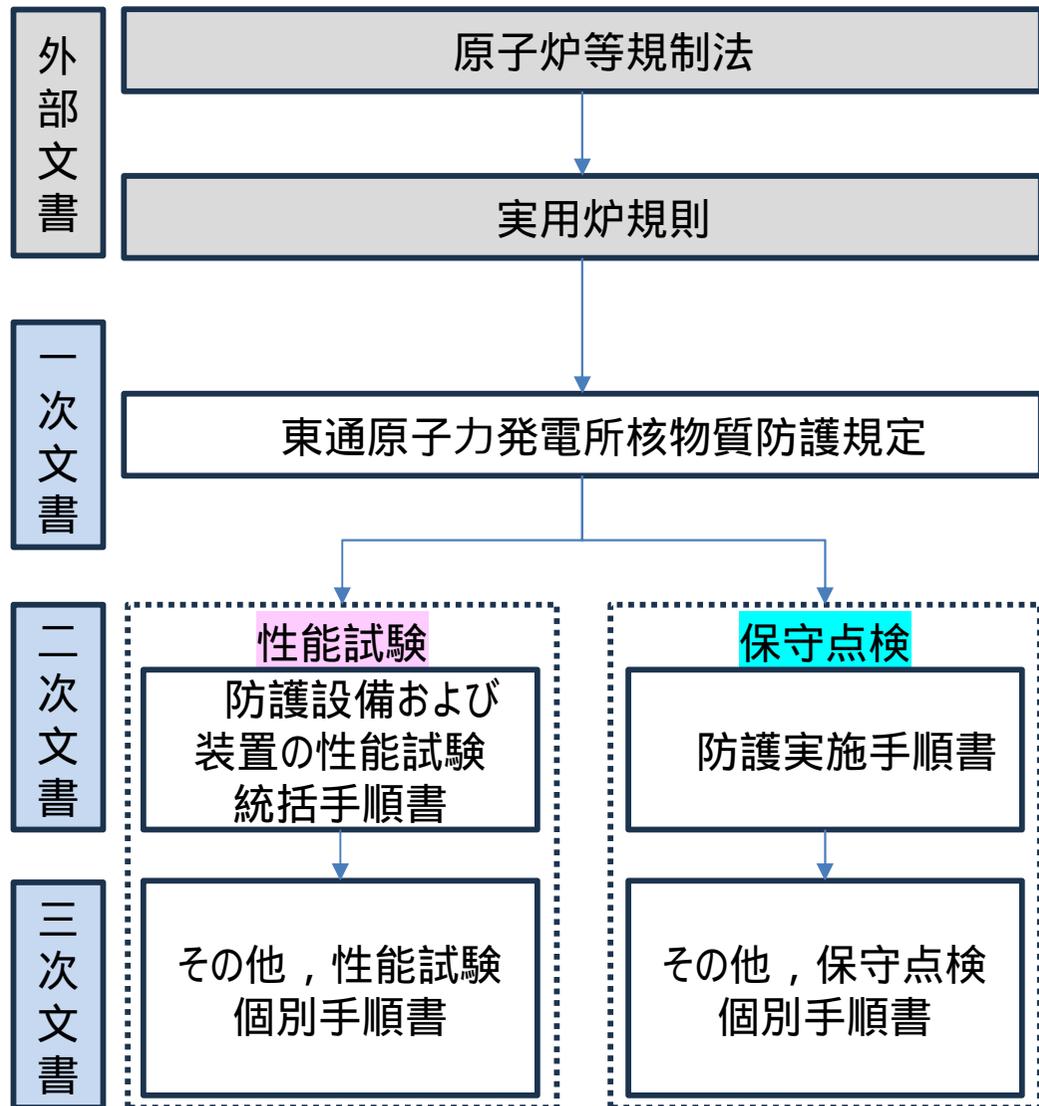


図2 核物質防護業務に係る文書体系 P16

表1 性能試験体制上の役割 P21~22

役割	職位	実施事項
総括責任者	核物質防護管理者	性能試験を総括する
試験責任者	核物質防護課長 (副長)	試験の指揮および合否の判定を行う
試験担当者	核物質防護課員	試験責任者の指揮のもとで主体となって試験の実施および試験の進行を行う 性能試験・保守点検担当
試験助成者	核物質防護課員または業務委託先A	試験責任者の指示に基づく試験の助成を行う
監視員	業務委託先B	試験担当者または試験助成者の指示に基づき中央警備室で監視装置等の操作を行う

4. 「性能試験・保守点検の未実施または不適切な取り扱い」の調査結果

【性能試験に係る調査結果概要】

P26

項目	機器・設備	実施主体	頻度	不適切な取扱い	該当事案	
性能試験	立入制限区域	センサー	当社	1回/3年	2018年度以降	事案1, 2, 4~6
	周辺防護区域	センサー等	当社	年次	2018年度以降	事案1, 2, 6
	防護区域	センサー, カメラ等	当社	年次	2018年度以降	事案1, 2
	出入管理	センサー, 金属探知機, 爆発物検知器	当社	年次	2018年度以降	事案1, 2
	非常用電源	発電機	当社	年次	2018年度以降	事案1, 2

性能試験とは、「複数の侵入パターンについて、センサーが検知できるか」等、防護システムとしての性能を確認する試験をいう。

【保守点検に係る調査結果概要】

P27

項目	機器・設備	実施主体	頻度	不適切な取扱い	該当事案		
保守点検	定期点検	カメラ, センサー等	委託	年次	なし	なし	
	日常点検	カメラ, センサー, 爆発物探知機	委託	日次等	なし	なし	
	警報表示機能確認	立入制限区域	センサー	当社	月次	2022年度以降	事案3
		周辺防護区域	センサー	当社	月次	2022年度以降	事案3
				委託		なし	なし
		立入制限区域	センサー	当社	週次	2020年度以降	事案9
		立入制限区域排水路	センサー	当社	週次	2024年9月以降	事案7
		防護区域強化扉	センサー	当社	週次	2024年9月以降	事案8
委託	なし			なし			

本表とは別に、2013年度から2021年度にかけて、立入制限区域のセンサーに係る一部保守点検について業務委託漏れによる未実施があった(事案10)。保守点検とは、「センサーが検知できる」「カメラが撮影できる」「フェンスが壊れていない」など、個々の機器・設備の動作・機能が健全であることを確認する点検をいう。

- 2018年度以降，性能試験記録の一部もしくはすべてが実施されずに不正に試験成績書が作成されていたことや，試験も未実施で記録も作成されていなかった。
- 性能試験担当者（電力社員）は，試験によるシステム動作が同一である性能試験について，一部の侵入形態の確認をもって全ての性能試験項目の確認をしたとの試験記録を不正に作成したり，業務委託先が実施する保守点検への立ち会いを実施した日付で性能試験記録を作成していた。また，その後の担当者へ，試験の省略等が引き継がれた。

役割・職位	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
核物質防護管理者	管理者A	管理者B	管理者C			管理者D	
核物質防護課長	課長A		課長B			課長C	
核物質防護課副長	副長A			副長B			副長C
性能試験担当者	担当者A		担当者B			担当者C 担当者D（副）	

主な関係者を記載している

P28

分類	事案の概要 P28~32
性能試験	<ul style="list-style-type: none"> ● 性能試験の一部もしくは全て未実施の結果，不適切な試験記録等作成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 性能試験の一部のみ実施し，全て実施したこととして性能試験記録を不正に作成した（事案1）。 ➢ 性能試験を全く実施せずに，協力企業の保守点検実施日に合わせて，全て実施したこととして性能試験記録を不正に作成した（事案2）。 ➢ 性能試験計画への反映が誤って漏れていたため，性能試験を全く実施しておらず，性能試験記録も作成していなかった（事案4）。 ➢ 性能試験計画に基づき実施すべき性能試験について，一部を実施しておらず，記録も作成していなかった（事案5）。 ➢ 毎年実施すべきセンサーの性能試験について，一部実施が漏れ，記録も作成していなかった（事案6）。

- 2020年度以降，関係者（電力社員）の引継ぎの不備や，設備の機能や点検実施方法の認識に誤りがあり，定められた頻度で実施すべき保守点検の一部または全て実施せずに記録を不正に作成，もしくは，点検が未実施で記録も未作成であった。

役割・職位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (～6月)
核物質防護管理者	管理者C (2020年6月まで管理者B)			管理者D		
核物質防護課長	課長B (2020年9月まで課長A)					課長C
核物質防護課副長	副長A		副長B (2022年6月まで副長A)			副長C (3月～)
強化扉・排水路警報表示機能 確認担当 保守点検手順書担当	担当者F (24年9月まで)					担当者G (手順書担当除く)
立入制限区域・周辺防護区域 警報表示機能確認主担当			担当者B (2024年2月まで)		担当者C (2024年3月～)	担当者E
立入制限区域・周辺防護区域 警報表示機能確認副担当			担当者D (2024年8月～)			

主な関係者を記載している

P33

分類	事案の概要 P34~37
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検を一部もしくは全て実施せずに記録を不正に作成，保守点検を未実施で点検記録も未作成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保守点検の一部もしくは全く実施していないにもかかわらず，全て実施したことにして点検記録を不正に作成した（事案3）。 ➢ 業務分担の変更に伴う誤認に伴い，立入制限区域の保守点検を全く実施しておらず，点検記録を作成していなかった（事案7）。 ➢ 業務分担の変更に伴う誤認に伴い，防護区域の保守点検を全く実施しておらず，点検記録を作成していなかった（事案8）。 ➢ 追加した設備の点検頻度を誤認したため，保守点検を一部実施しておらず，点検記録を作成していなかった（事案9）。

5-3 . 事案の概要（保守点検）（2/2）

- 2013年度から2021年度まで，当社の管理不備により業務委託先への月例保守点検の発注内容が不明確だったことで，保守点検が実施されていなかった。

役割・職位	2013年度
核物質防護管理者	管理者E
核物質防護課長	課長D (7月～)
核物質防護課副長	副長D
業務委託担当	担当者H

2014年度から2021年度の時期については，担当者Hの後，委託実施状況について再確認および管理が実施されなかったために継続しているものであり，同様の原因が続いていることから省略する。

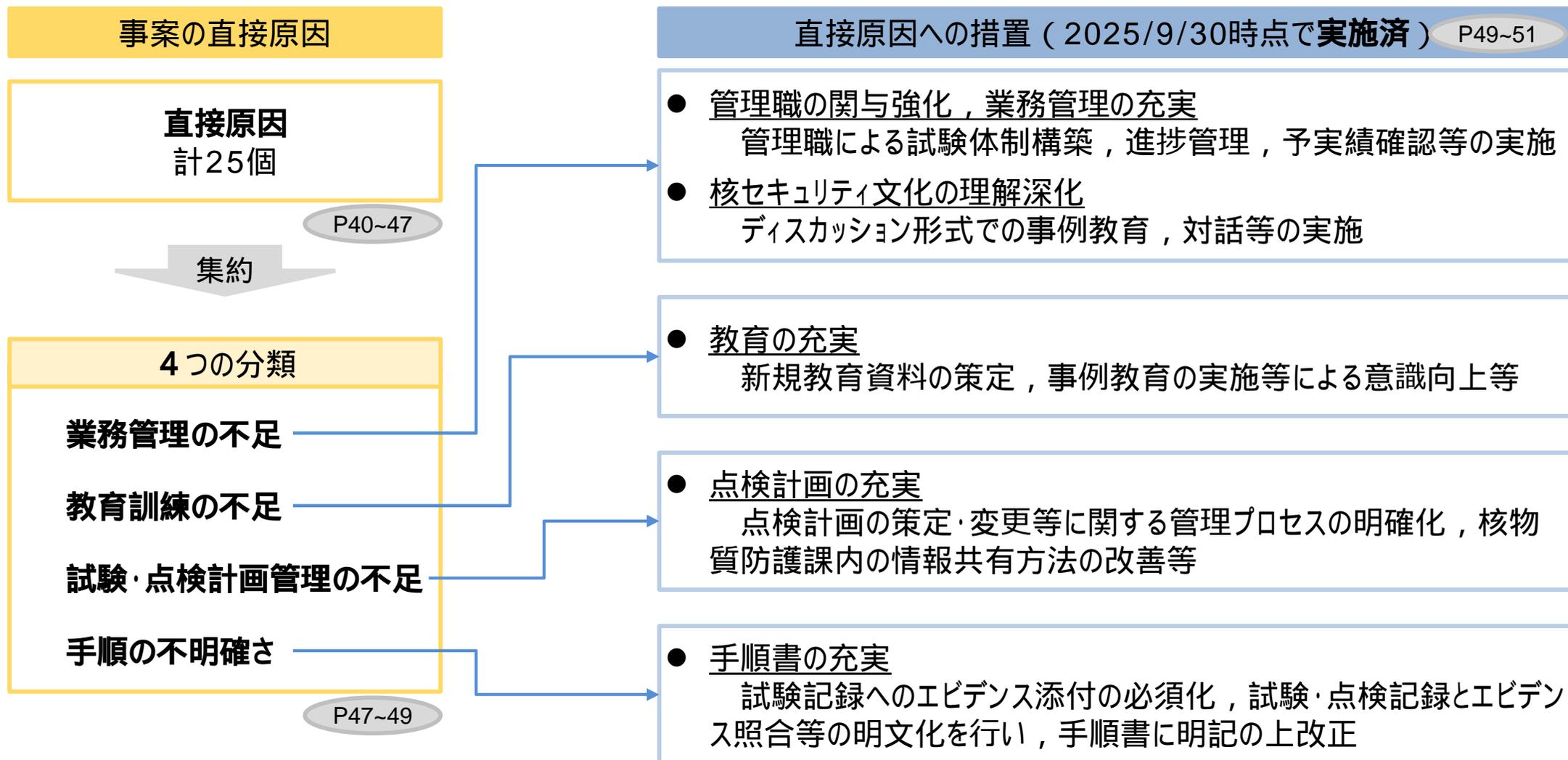
主な関係者を記載している

P33

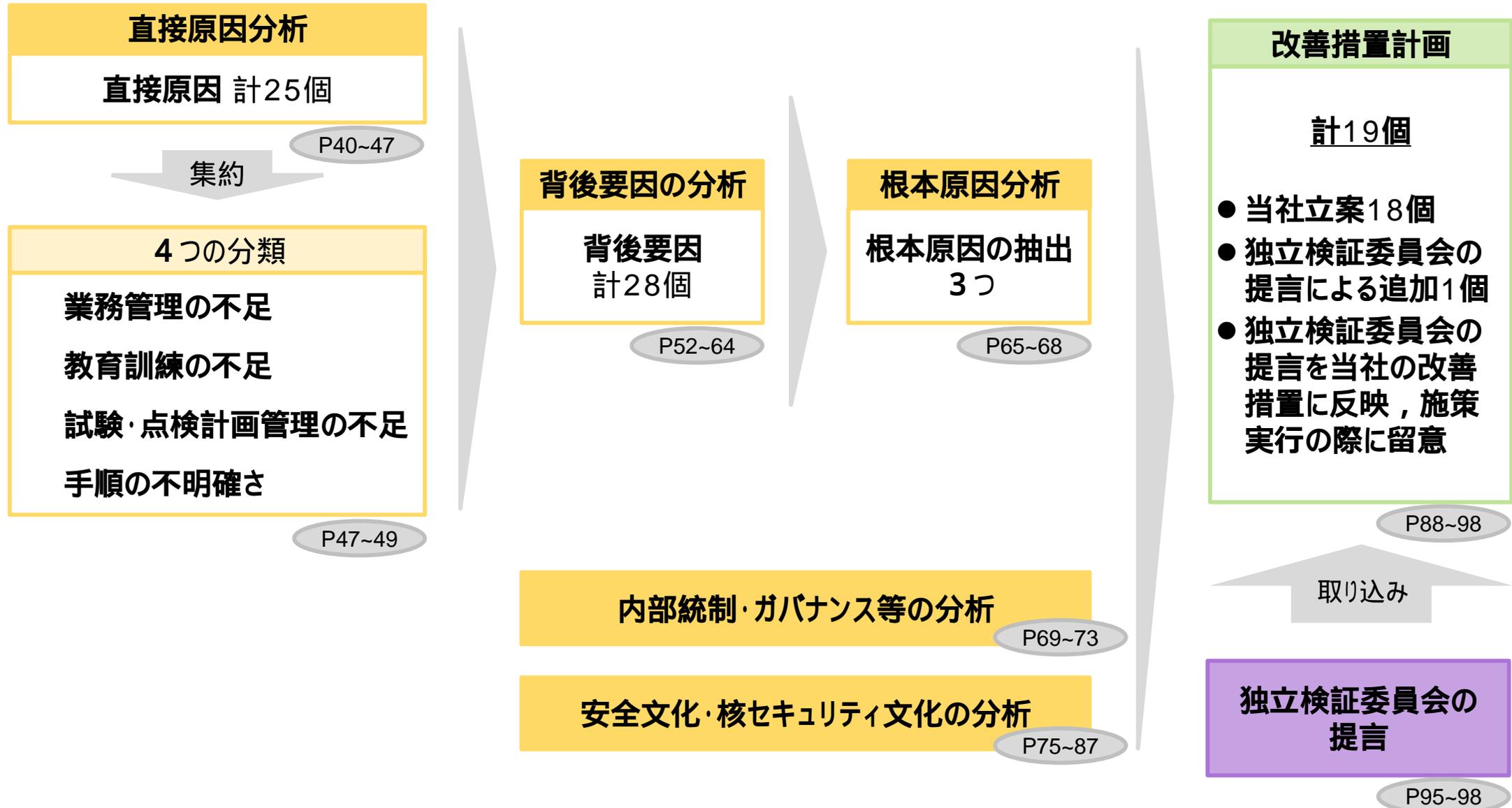
分類	事案の概要 P33~34
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務委託先への発注内容が不明確だったことにより保守点検が未実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社から協力企業へ発注する際，追加で設置したセンサーの具体的な点検対象機器を明示しなかったことから（当社管理不備により発注内容が不明確であったことから），当該センサーの警報表示機能確認が実施されておらず，記録も作成されていなかった（事案10）。

6. 直接原因分析

- 事実確認の結果をもとに原因を分析し，抽出した25個の直接原因をさらに4つに分類し，それぞれに対する措置を立案した。
- 直接原因に対する措置は2025/9/30時点で全て実施済である。



- 直接原因分析から背後要因の分析，根本原因分析に実施に加え，内部統制・ガバナンス等の分析，安全文化・核セキュリティ文化の分析を行い，これらに対する改善措置計画18個を立案した。
- これに独立検証委員会の提言を取り込み，最終的に19個の改善措置計画を立案した。



■ 直接原因分析結果をもとに，関連資料の確認，インタビューによる事実確認，確認された事実の整理と問題点の抽出，抽出した問題点の分析による背後要因の分析を実施し，3つの根本原因を抽出した。

主な背後要因等

- 核物質防護管理者は，前例を踏襲し，核物質防護課の業務管理・進捗管理，電力直営分の現場業務の実態を把握しにいなかった
- 核物質防護課は，前例踏襲で毎年度実施する性能試験の対象設備リストを作成してこなかった
- 他事業所評価は，前例踏襲で実施されていた
- 本店原子力部原子力防災・防護グループは，前例を踏襲し，原子力発電所の核物質防護業務の教育に対して関与してこなかった
- 担当者は，記録の重要性の認識が浅かった
- 管理職は，性能試験中期計画の重要性を認識していなかった
- 核物質防護課は，核物質防護業務の重要性の認識が浅かった
- 本店原子力部および原子力発電所幹部は，自ら積極的に核物質防護課設備の状況を含め，業務の実態を把握しにいなかった
- 「核セキュリティ文化醸成活動等」を原子力安全推進会議に報告していたが，核物質防護課の現場の状況や実態を把握できる情報ではなかった

本事案の根本原因

1 問い直す意識の弱さ

2 核物質防護業務の重要性の認識不足

3 現場に対する関与不足

- 内部統制・ガバナンス , 経営の関与に関して大きな問題点は識別されなかったが , リスクマネジメントや内部監査などに関して一定の課題は検出された。
- 経営層の関与は , 根本原因分析や内部統制検証から総合的に分析した。その課題に対する対策は根本原因の「現場に対する関与不足」に対する施策として記載した。
- リスクマネジメント・内部監査の課題に対しては「内部統制・ガバナンス等に係る改善措置」に対する施策として記載した。

	内部統制・ガバナンス等	経営層の本事業への関与状況
分析結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営層が出席する各会議体等は十分な議論と対応指示を実施していた ● 性能試験・保守点検といった個々の業務に対して , 本店・原子力部・現地において認識されないことで本事業の端緒が各種会議体に報告されなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業の性能試験および保守点検に係る未実施および不適切な記録等作成に関する経営層の関与は確認されなかった ● 社内規程類で求められる責任および役割に関して , 然るべき対応は実施されていたものと判断される
抽出された主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 【リスクマネジメント】 原子力部内で核物質防護業務の詳細なリスクを議論・検討していなかった 経営上重要なリスクは報告されている ➢ 【内部監査】 原子力発電所側の改善措置活動の運用状況を確認する監査手法だった。また , 不適切な記載がある可能性を念頭に置いた監査手法ではなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 核物質防護業務は秘匿性が高く情報が限定されることから役員等が業務の詳細を把握することが困難であるという課題に対して , その状況を理解しつつも具体的な改善の動きにはなっていなかった ➢ 核物質防護規定上 , 原子力本部長の役割が規定されていなかった

- 安全文化に関して「自己評価不十分」, 「弱みを改善活動計画に未反映」, 核セキュリティ文化に関しては「アンケート内容が現場の実態把握には不十分」, 「核セキュリティ文化醸成活動内容が不十分」などの課題が浮き彫りとなった。
- これらの課題に対しては, 「安全文化・核セキュリティ文化」に関する改善措置として記載した。

	安全文化	核セキュリティ文化
分析結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 「安全文化の要素」について評価した結果, 「業務の理解と遵守」, 「自己満足回避」, 「現場への影響力」, 「訓練」が弱い ● 「原子力安全に関する意識調査」の結果を分析したところ, 2022年度以降管理職が弱みと認識する項目が増加していた ● 「安全文化活動計画書兼報告書」を確認したところ, 自己評価で確認された強み・弱みに対して活動を行っており, 活動は適切に実施されていた 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「核セキュリティ文化醸成アンケート」の結果を分析したところ, 全般的に良好な回答スコアであり, 問題となる傾向は見受けられず, 根本原因に直接結びつく結果は得られなかった ● 「法令遵守および核セキュリティ文化醸成活動計画」を確認したところ, 教育や訓練等の活動は達成率100%であり, 適切に実施されていた
抽出された主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全文化に関する状態の自己評価に用いる一つの情報である意識調査の評価不足により, 自己評価が不十分となり, その結果, 管理職が日頃から感じている弱みに対して改善する活動が計画に反映できなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 核セキュリティ文化醸成アンケートの内容が現場の実態を把握するには不十分な内容となっていた ➢ 法令遵守および核セキュリティ文化醸成活動の活動内容が不十分だった ➢ インタビュー結果では指針を踏まえ業務を実施しているものの, 一部に「活動指針」の理解浸透不足があった

- 両発電所において業務量・手順書等の項目に相違点があった。
- 当該相違点を踏まえ，結果的に女川原子力発電所において本事案と同様の事案が発生していなかったと考えられる。
- 女川原子力発電所においても，同様な事案を発生させないために，今回の改善措置の中で必要な対策について前向きに検討する。

女川原子力発電所と東通原子力発電所との業務状況比較結果

比較事項	業務量	<ul style="list-style-type: none"> ● 性能試験・保守点検に係る業務委託の範囲が広い ● 性能試験を実施する期間が長い
	手順書	<ul style="list-style-type: none"> ● 性能試験の試験項目について，任意の規定を設けるなど試験項目が絞られている ● 権限と責任が明確に記載されている
	性能試験に係る業務管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 性能試験について計画と実績の管理が適切に実施されている
	業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務委託先のリソースが十分であることから，すべての保守点検について業務委託ができています

上記は全て東通原子力発電所と比較した場合の，女川原子力発電所に関する状況を記載している。

12. 改善措置計画の概要

- 改善措置は、根本原因のみならず内部統制・ガバナンス・安全文化・核セキュリティ文化の面からも生じた課題に対して必要な対策の検討・立案を実施し、独立検証委員会の提言を盛り込んだ（青字参照）。

改善措置対象	項目	No.	改善措置計画
当 社 立 案	根本原因	1	● 業務の計画，監視，評価ならびに改善のPDCAサイクルの明文化 ^{*1}
		2	● 核物質防護課における人的資源の強化
		3	● 力量の明確化，力量獲得・維持に向けた教育の定例化 ^{*2}
		4	● 他事業所評価における文書閲覧・インタビュー手法の導入
	根本原因	5	● 本店原子力部・原子力発電所共通の体系的な教育の導入
		6	● 規制要求事項理解，業務品質確保の重要性理解に係る事例教育の強化
	根本原因	7	● 本店原子力部における人的資源の強化
		8	● 核物質防護規定における本店原子力部・原子力発電所の役割・責任の見直し
		9	● 原子力発電所間のマニュアル等の整合性確保
		10	● 本店原子力部による定期的な原子力発電所現場観察の実施
		11	● 原子力発電所幹部と核物質防護課員との対話の定例化
		12	● 経営層と原子力発電所員の定期的な対話 ^{*3}
		13	● 原子力安全推進会議等における報告範囲拡大
内部統制・ ガバナンス検証	リスクマネジメント	14	● 核物質防護業務の潜在リスクについて，本店原子力部と原子力発電所が定期的に議論・検討する場の設置
	内部監査	15	● 原子力考査対象および手法の見直し
安全文化・ 核セキュリティ文化	安全文化	16	● 安全文化活動計画書の計画手法の見直し
	核セキュリティ文化	17	● 核セキュリティ文化醸成活動の見直し
		18	● 核セキュリティ文化醸成活動に係るアンケート内容の見直し
	コンプライアンス ^{*4}	19	● 自社社員のコンプライアンスリスクのリスク評価および管理の見直し ^{*4}

*1：独立検証委員会の提言を受け，報告書上の改善措置内容の記載に盛り込んだ。

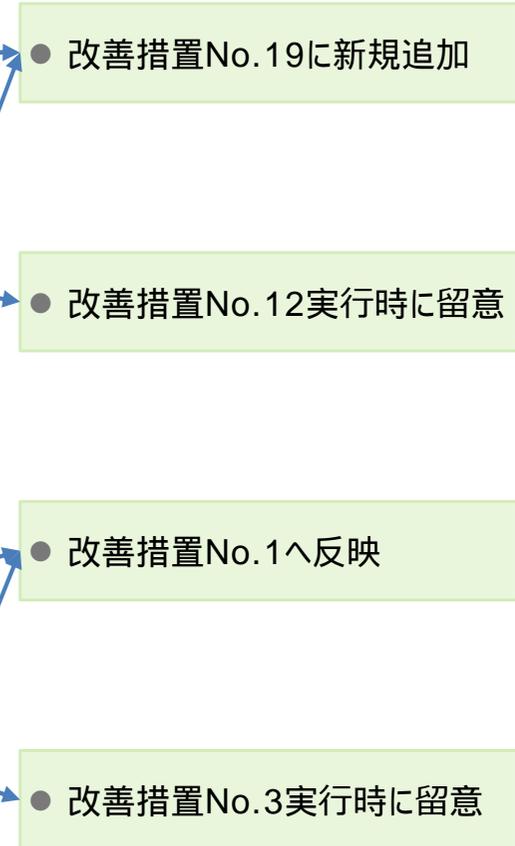
*2：改善措置の実施施策を具体化・実行する際に，独立検証委員会の提言に留意した活動を実施する。

*3：独立検証委員会からその重要性の指南と粘り強く継続するよう期待されるという助言を受け，当該助言に留意して改善措置を実施する。

*4：独立検証委員会の提言を受け，新たに19個目の改善措置項目を追加した。

■ 当社改善措置に対して独立検証委員会から6つの提言を受け，新規施策を1つ追加し，その他の提言については改善措置計画に反映，または施策実行の際に留意する。

No	独立検証委員会の提言	当社の対応（改善措置計画への反映）
(1)	● 自社社員のコンプライアンスリスクのリスク評価および管理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コンプライアンスリスクの評価については，当社社員による不正リスクを考慮した評価手法を取り入れる ➢ 管理の見直しについては，全社員を対象とした新たなコンプライアンス研修について，当社社員が不正に陥るリスクがあることを盛り込み，本事案の教訓を生かしていく
(2)	● 核セキュリティ及び核物質防護業務の重要性を浸透させるための経営トップ層自らによる現場との対話	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前ページNo.12「経営層と原子力発電所員の定期的な対話」を継続して実施していく
(3)	● 内部通報制度の積極的な活用をより推奨する施策	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記（1）において当社の対応で記載したコンプライアンス研修等において積極的な内部通報制度の利用を呼び掛けるなど，引き続き内部通報制度の周知を図る
(4)	● 他社事例を教訓とした未然防止・早期発見への有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前ページNo.1「業務の計画，監視，評価ならびに改善のPDCAサイクルの明文化」の具体的な施策として盛り込んだ
(5)	● 核物質防護業務における力量の具体的内容の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前ページNo.3「力量の明確化，力量獲得・維持に向けた教育の定例化」において，提言に留意した活動を実施していく
(6)	● 東通原子力発電所の核物質防護規定運営委員会の運用改善	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前ページNo.1「業務の計画，監視，評価ならびに改善のPDCAサイクルの明文化」の具体的な施策として盛り込んだ



独立検証委員会の6つの提言の具体的な内容については，「検証報告書（公表版）」のP63～66を参照。

- 原子力発電所の運営管理の中でも、特に核物質防護は、社会から負託された信頼の根幹を支える極めて重要な業務であり、より一層の厳格な管理・対応が求められるものである。
東通原子力発電所において発生した核物質防護に関する本事案は、原子力発電所の運営を担う原子力事業者として、地域社会および関係機関の皆さまの信頼を損なうものであり、当社として極めて重く受け止めている。
- 当社としては、社長をトップとした全社体制のもとで、本事案の事実確認と原因分析を実施し、必要な再発防止対策を既に講じてきているところだが、さらに背景の要因を含めた根本原因分析を実施したうえで、第三者による評価も取り入れて、より実効性の高い改善措置計画について検討し、「改善措置報告書」として取りまとめた。
また、改善措置計画については、独立検証委員会より「総じて概ね妥当」との評価をいただいた。一方、核セキュリティ文化の劣化兆候、信頼に依存しすぎた組織風土、教育の不足など、経営が直視すべき多くの課題をご指摘いただいた。当社としては、これらの指摘を一つひとつ真正面から受け止め、改善に結びつける覚悟である。
- 本事案の原因として、核物質防護業務の重要性の認識不足だけでなく、現場に対する関与不足や、問い直す意識の弱さが確認され、「人」、「組織」、「文化」に根差した問題が複合的に存在していたことが明らかになった。
今回、多くの課題が浮き彫りになったことで、核セキュリティを担う人、組織、文化の土台を形作るこれまでの取り組みが途上であったことを痛感し、深く反省するところである。
- 独立検証委員会からは、検証報告書の結語のひとつとして、核セキュリティ文化の醸成や認識の改善において「経営層の覚悟や本気度を行動と実践に移し自ら範を示すことが必要」とのお言葉をいただいた。
本事案の反省を胸に、改善措置を確実に実施していくことのみならず、経営層も核セキュリティ文化の醸成に主体的に関与し、率先垂範していくことにより、改めてこの指針が掲げる志を核物質防護に関わる組織の隅々にまで行きわたらせ、一人ひとりの心に根付かせることで、今回のような事案を二度と発生させないよう再発防止を徹底していく。
また、本事案を機に、改めて当社のグループ行動指針が掲げる「コンプライアンスの徹底」に向け、核物質防護に係る組織に留まることなく、当社全体でコンプライアンス意識と「問い直す文化」を強く根付かせ、さらなる意識の定着を図っていく。
- 2025年11月20日に本事案を公表して以後、関係自治体をはじめ、ステークホルダーの皆さまから厳しいご意見をいただいている。その一つひとつが、地域とともに歩む企業としての責任の重さを示すものと受け止めている。
本事案が原子力事業への信頼に及ぼした影響の重大性に真摯に向き合い、改善措置を着実に実施してだけでなく、地域の皆さまおよび社会の皆さまに、様々な機会を通じて丁寧かつ継続的に改善の状況をお伝えしていくことで、全社一丸となって信頼回復に取り組んでいく所存である。

- 当社の調査および本報告書の妥当性について、当社から独立した第三者による客観的な評価・検証および再発防止対策の提言を受けるため、社外の弁護士、核物質防護の専門家、学識経験者で構成する「核物質防護に係る独立検証委員会」を2025年9月19日に設置した。

役割	氏名	専門	経歴
委員長	榊原 一夫	危機管理 社内調査 会計不正 品質不正・製品事故	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士 元大阪高等検察庁検事長
委員	浅野 隆	核物質防護	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料 サイクル工学研究所 技術専門官 同研究所 元MOX燃料技術開発部長 日本核物質管理学会 理事
委員	狩川 大輔	ヒューマンファクター 安全工学	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 准教授

- 検証期間 ・2025年9月19日 ~ 2025年12月26日
- 設置目的 ・当社が実施した調査の方法・結果，原因分析，再発防止対策等の妥当性評価
・再発防止対策の提言

同委員会の検証については、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に所属する以下の弁護士が補助した。

- 補助弁護士：三宅英貴，光木春太，白土梨英子，北泉隆之，岡田将輝，清水洸佑

【参考2】核物質防護の業務体系

- 東通の核物質防護規定では，原子力部門を統括する原子力本部長に関する規定がない状態となっている。
- 核セキュリティ文化については社長が指針を作成し本店・現地へと周知・指示する役割となっている。

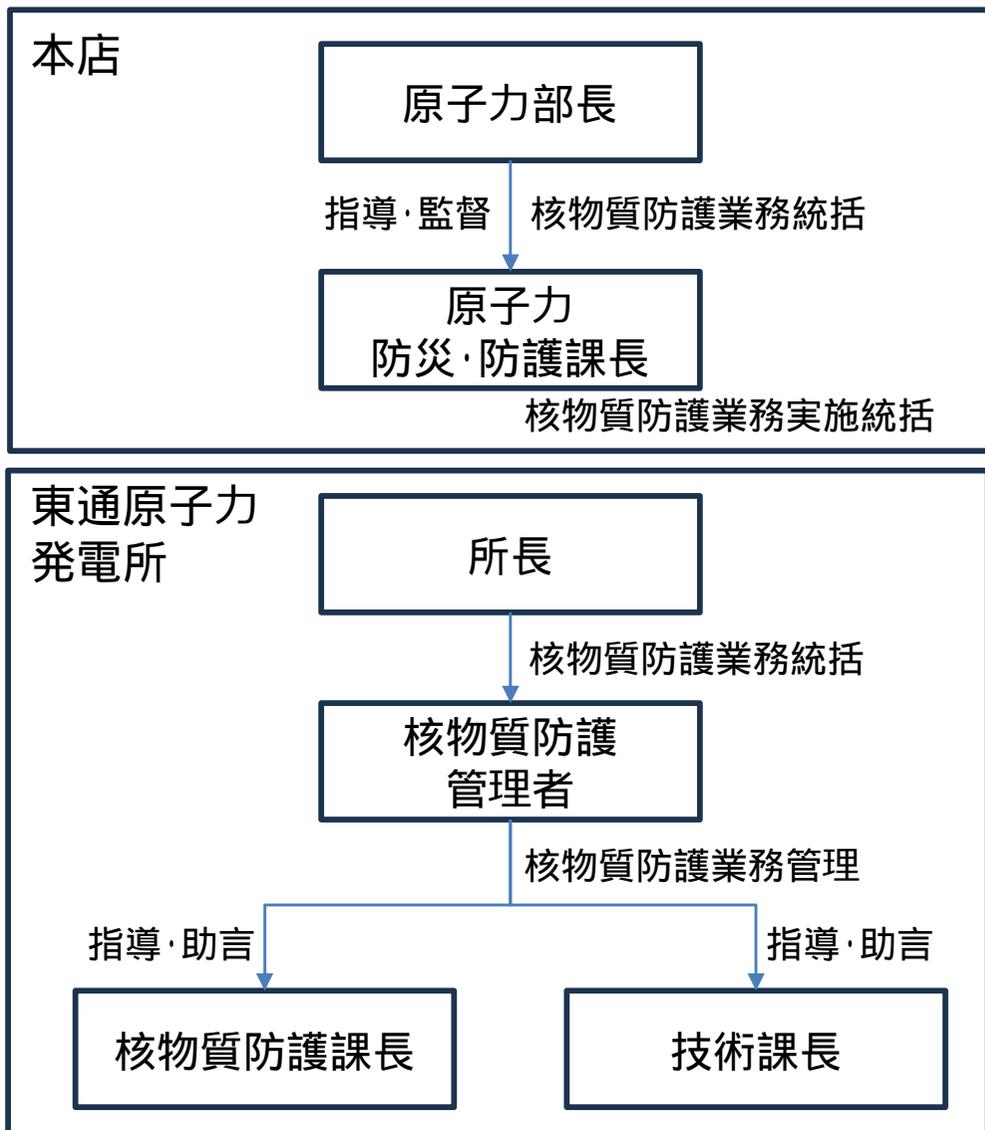


図3 東通核物質防護規定上の防護組織 P19

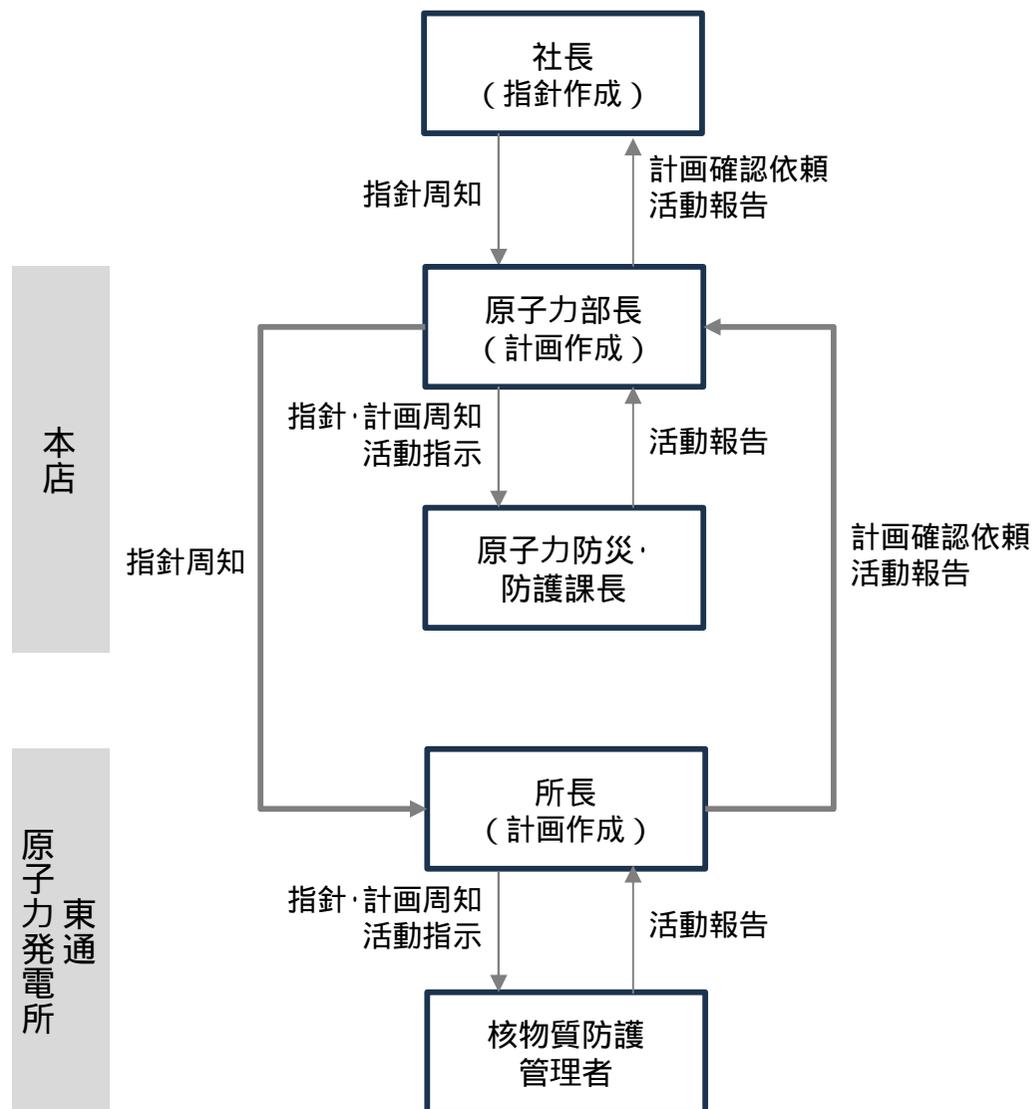


図4 東通核物質防護規定における防護組織と関係法令等遵守・核セキュリティ文化醸成活動の役割 P20

核物質防護とは

- 核物質が盗まれたり、不正に持ち出されたりすることを防ぐための取り組み。原子力施設や核物質の輸送中に起こりうる妨害や破壊行為を未然に防ぎ、核拡散や核物質の悪用を防ぐために必要不可欠な措置。
- 国際的には核物質防護条約、国内的には原子炉等規制法等に従って核物質の防護措置を講じることが義務づけられている。例えば、防護区域等の設定や監視、防護設備・機器の設置、施設への出入管理等がある。

核物質防護措置に係る情報

- 核物質防護措置に係る情報は、テロリスト等に悪用されないよう厳格に管理することが求められている。

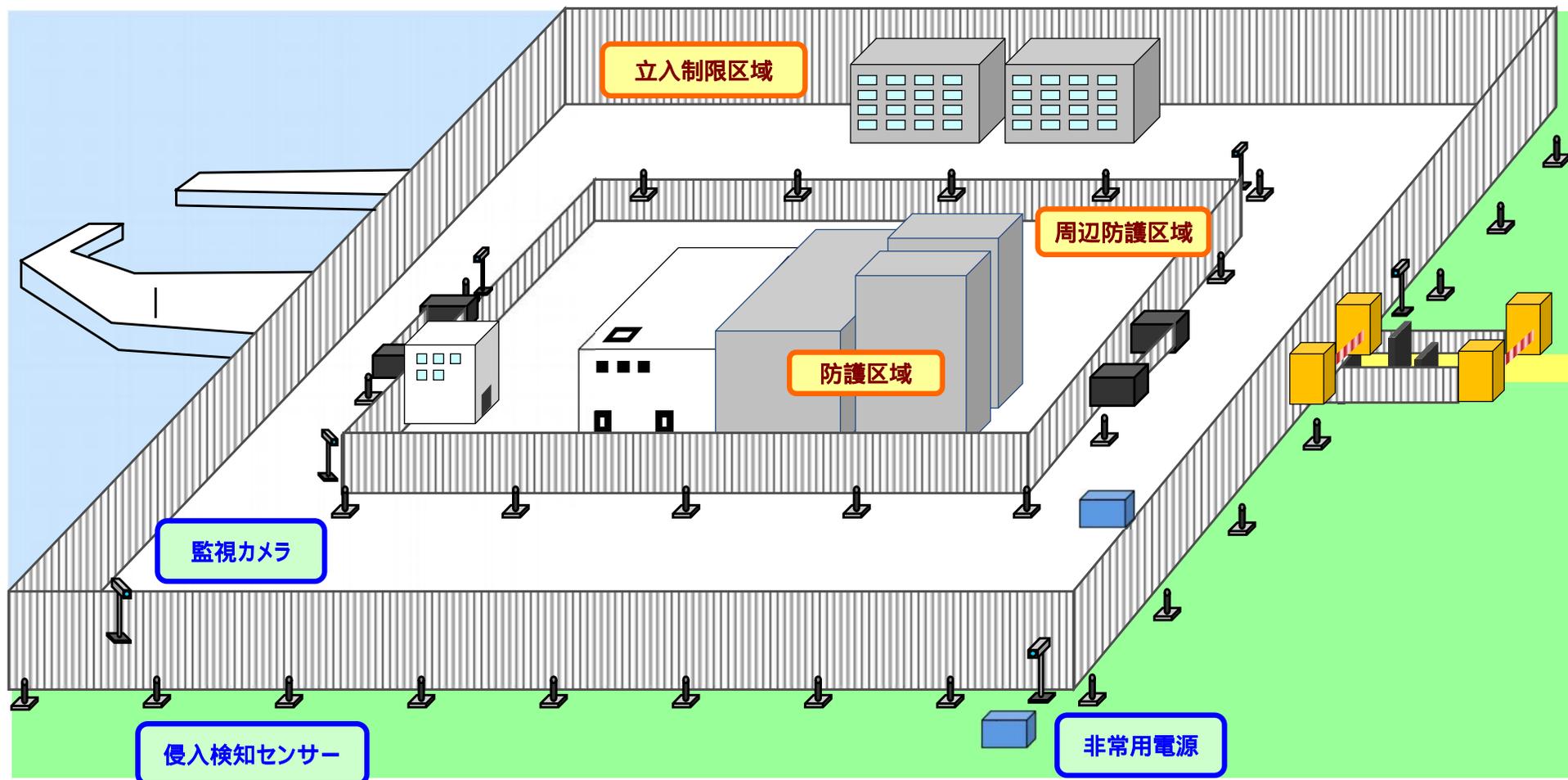


図5 核物質防護業務に関する発電所区域設定の概要（イメージ）

- 合計19の施策について、「人」、「組織」、「文化」の3テーマに分類し、実施主体を定めた。
- 現場任せにすることなく、本店原子力部や経営層など関係組織全体が関与して改善措置に取り組んでいく。

テーマ	サブテーマ	主な実施主体				改善措置計画 (末尾の番号は「12. 改善措置計画の概要」におけるNo.と整合)	期間 ^{*2}
		発電所	本店	経営層	原考室 ^{*1}		
組織	予防	○	○	-	-	■ 業務の計画，監視，評価ならびに改善のPDCAサイクルの明文化(No.1) ^{*3}	短期
		○	○	-	-	■ 他事業所評価における文書閲覧・インタビュー手法の導入(No.4)	中期
		○	○	-	-	■ 核物質防護規定における本店原子力部・原子力発電所の役割・責任の見直し(No.8)	短期
		-	○	-	-	■ 原子力発電所間のマニュアル等の整合性確保(No.9)	中期
		○	○	-	-	■ 核物質防護業務の潜在リスクについて，本店原子力部と原子力発電所が定期的に議論・検討する場の設置(No.14)	中期
	検知	-	○	-	-	■ 本店原子力部による定期的な原子力発電所現場観察の実施(No.10)	短期
		-	○	○	○	■ 原子力安全推進会議等における報告範囲拡大(No.13)	中期
-		-	-	○	■ 原子力考査対象および手法の見直し(No.15)	短期	
人	リソース	○	○	-	-	■ 核物質防護課における人的資源の強化(No.2)	短期
		-	○	-	-	■ 本店原子力部における人的資源の強化(No.7)	短期
	教育	○	○	-	-	■ 力量の明確化，力量獲得・維持に向けた教育の定例化(No.3) ^{*4}	中期
		○	○	-	-	■ 本店原子力部・原子力発電所共通の体系的な教育の導入(No.5)	中期
		○	○	-	-	■ 規制要求事項理解，業務品質確保の重要性理解に係る事例教育の強化(No.6)	短期
文化	コミュニケーション	○	-	-	-	■ 原子力発電所幹部と核物質防護課員との対話の定例化(No.11)	短期
		○	-	○	-	■ 経営層と原子力発電所員の定期的な対話(No.12) ^{*5}	中期
	風土	-	○	-	-	■ 安全文化活動計画書の計画手法の見直し(No.16)	短期
		-	○	-	-	■ 核セキュリティ文化醸成活動の見直し(No.17)	中期
		-	○	-	-	■ 核セキュリティ文化醸成活動に係るアンケート内容の見直し(No.18)	中期
全社	コンプライアンス推進室				■ 自社社員のコンプライアンスリスクのリスク評価および管理の見直し(No.19) ^{*6}	中期	

上記改善措置について，コンプライアンス委員会の下に特別委員会を存続させるなどして，経営層によるモニタリングを実施していく

*1：原子力考査室のことを指す *2：【期間の考え方】短期：2025年度内着手，中期：2026年度内着手 *3：独立検証委員会の提言を踏まえて報告書記載内容を追加
 *4：施策具体化・実行の際，独立検証委員会の提言に留意する *5：独立検証委員会から粘り強い取り組みを期待された項目 *6：独立検証委員会の提言を踏まえて新規追加